入札のご案内

令和5年度 第3回立木資格付一般競争入札

場所 下越森林管理署日時 11 月 29 日開始 10 時 00 分締切 10 時 05 分開札 締切同時開札



下越森林管理署

〒957-0052

新発田市大手町4-4-15

T E L 0254-22-4146

F A X 0254-22-4148

令和5年度 第3回

立木資格付一般競争入札のご案内

拝 啓

晩秋の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から国有林野事業の業務運営に対しましては格別なご支援とご協力を 賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には日頃から国産材の利用拡大へのご尽力に感謝を申しあ げますと共に、これからも国有林材のご愛顧、ご愛用の程よろしくお願い 致します。

さて、ご案内のとおり、当森林管理署の令和5年度 第3回立木資格付一般競争入札を11月29日(水)に実施することといたしました。 公売に先立ち、11月10日、13日に現地案内を計画しておりますので販売物件を熟覧いただき、入札にご参加下さいますようご案内申し上げます。

敬具

下越森林管理署長 伊藤 武徳

公 売 公 告

令和5年10月31日 分任契約担当官 下越森林管理署長 伊藤 武徳

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

- 1 入札及び開札の日時令和5年11月29日(水)入札開始 10時00分締切 10時05分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所下越森林管理署 1 階会議室
- 3 郵便入札 認めます。
 - (1)送付場所 〒957-0052新潟県新発田市大手町4-4-15 下越森林管理署
 - (2) 到着期限 11月28日(火) 16時00分必着。 *上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
 - (3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と 朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

- 4 入札物件
 - (1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
 - ア 売払番号
 - イ 物件所在地
 - ウ 伐採種(皆伐・主伐)
 - エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分
 - 才 搬出期間

- カ 樹種・数量・収穫面積
- (2)物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書 (林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金 を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあり ます。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1)入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額 を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めない ので注意願います。
- (2)入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数 切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されている ものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、 全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1)代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任 状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありま せん。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を 記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2)無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者 のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しく はその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する 行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高 の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をし た者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。 また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

- (1)契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2)契約の締結期限は令和5年12月6日(水)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1)1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。(年利1.00%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金=(契約代金×延納期間×延納利率)÷365日 ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内 とします。

13 物件の引渡

- (1)物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業 林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供 があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を下越森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を下越森林管理署長に提出して下さい。

14 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
 - ア 販売物件明細書:下越森林管理署又は下越森林管理署ホームページで閲覧して 下さい。
 - イ 契約書(案):下越森林管理署で閲覧して下さい。

下越森林管理署のホームページアドレス

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kaetu/index.html

- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式(別紙1:委任状、別紙2:入札書) 上記ア〜エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、下越森林管理署業務グループ(経営担当)

へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html

15 その他留意事項

- (1)入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを 証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3)発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、 任意様式により証明して下さい。
- (4) 適格請求書(インボイス)の交付について

インボイスの交付は売買契約書に別紙5-1「売買代金明細書」を添付することをもって行います。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点(公告時点)における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求 書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に 対する割合は、別紙5-2の通りです。

入札に際し、注意願います。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

下越森林管理署業務グループ (経営担当)

電話番号 0254-22-4146 FAX番号0254-22-4148

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。 http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html

入 札 条 件

1 1号物件は、「分収育林契約」のため収益分収となり、代金の納入については、延納は 認められません。国の持分については、国の発行する納入告知書(財務省会計センターから発行)により納入していただきます。

分収育林契約者の持分については、各契約者指定の金融機関口座に、それぞれ振り込んでいただきます(契約者人数は下記のとおり)。また、振り込みに係る手数料は買い受けた者の負担となります。なお、評定にあたって、振込手数料は控除しています。

1号物件 分収育林契約者 : 3名

- 2 保安林及び自然公園等に指定されている箇所の法令関係手続きについては、搬出路や土場等を作設・利用する場合、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。県知事へ申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請をしてください。なお、許可区域以外での搬出路の作設は認められませんのでご注意ください。
- 3 伐採搬出の際は、「官民境界標識」に毀損、亡失等のないように作業を行ってください。 万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元していただくこととなります。
- 4 林産物や林業機械のトラック運搬について、運搬に使用する車輌が運搬区間の道路等周 辺施設に損傷を与えず走行できるか現地確認のうえ入札してください。また、私道・公道 における申請等については、買受人において所定の手続きを行うこととなります。

万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議のうえ、買受人の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。

5 「現地案内で説明した入札条件等の事項」について承知した上で入札してください。 なお、現地案内に参加されなかった者の入札についても、「現地案内で説明した入札条件 等の事項」について承知したものとみなします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると き
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1)暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項(立木販売) (伐採·搬出、森林作業道等作設)

1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。 ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。

2 事業計画書等の提出及び承認

- (1)買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する7日前までに当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という)を経由の上、下越森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
- (3)買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要が生じたと きは、その変更について森林官を経由の上、下越森林管理署長に提出し、その承認を 受けること。
- (4) 買受人は、(1) 及び(3) に基づいて提出した事項について、下越森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

(1) 路網

ア配置

- (ア)路網は、フォワーダ等車輌系林業機械(以下、林業機械等という)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう 配置する。

イ幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m 程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとに バケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を 30cm 程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設ける などして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅と する。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象(以下、人家等という)又

は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。
- ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によること を基本とする。
- 4 下越森林管理署長は、1、3の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項 と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、 林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植 栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合におい て、買受人は下越森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

入札物件一覧表

物件 番号	森林 事務所	市町村	国有林等	林小班	林齢 (約)	法令制限	樹種	面積 (ha)	本数 (本)	材積 (㎡)	伐採種	備考
1	ΞΞ	阿賀町	古岐山	215は1	65		スギ外	6.42	4,834	5,636.71	皆伐	分収育林
2	中条	新発田市	小出山	51は	76	水源かん養 保安林	スギ外	4.35	3,500	2,926.21	皆伐	標準地調査
3	三川	阿賀町	古岐山	211は	70		スギ、カラマ ツ、その外広 葉樹	0.76	602	426.75	皆伐	
S	<i>=</i> /11	門貝叫	口吸口	21252	52 69		スギ、アカマ ツ、その外広 葉樹、外	2.22	2,972	1,424.09	自议	
				21311	70		スギ外	0.78	511	486.48		
4	三川	阿賀町	古岐山	2135	2135 66		スギ外	1.85	2,364	1,067.61	皆伐	
				213は	71	水源かん養	スギ外	1.62	1,196	959.74		
				213ほ	71	保安林	スギ外	3.24	2,964	2,607.00		標準地調査
5	三川	阿賀町	古岐山	213ね	63		スギ外	0.65	742	405.32	皆伐	標準地調査
				213な1	67		スギ外	1.10	1,011	765.10		
6	三三	阿賀町	古岐山	213う1	66		スギ外	7.11	8,319	5,652.15	皆伐	標準地調査
U	—/·I	PU 및 비	υψШ	21352	69		スギ外	3.26	3,361	2,954.58	日以	冰干心侧且
計								33.36	32,376	25,311.74		

現地案内を下記の日程により行いますので、多数のご参加をお待ちしております。

物	加件番号	現地案内日時	集合場所	案内者
1,3	3、4、5、6	11月10日(金) 10:00集合	三川森林事務所 東蒲原郡阿賀町新谷1654-1	森林官(三川) 0254-99-3006 (携帯090-4379-8188)
	2	11月13日(月) 10:00集合	中条森林事務所 胎内市西栄町2-43	首席森林官(中条·黒川) 0254-43-2031 (携帯090-4536-2886)

物件番号 新潟県阿賀町岡沢字廣場岳国有林 215は1林小班 物件所在地 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林名区分 伐採種 種 類 材 種 面 積 林齢 樹 種 搬出期間 (本) (m³) 6.42ha 約65年生 分収育林 皆伐 スギ 生立木 2,935 4,481.15 -般材 36ヶ月 ホオノキ 生立木 ·般材 3.50 2,940 4,484.65 ·般材計 スギー 般材 林内の状況は スギ 生立木 1,585 1,069.94 平均直径 低質材 下記QRコードからご確認ください アカマツ 生立木 低質材 27 33.86 40cm L 生立木 低質材 282 48.26 1,894 1,152.06 低質材計 合 計 4,834 5,636.71

パソコンからは下記のURLからアクセスしてください

https://r07263881.theta360.biz/t/bf727692-6bc3-11ee-bf21-0ad00fde431f-1

スギー般材立木径級別本数内訳

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
16	4	34	174	52	93		
18	23	36	246	54	77		
20	35	38	244	56	52		
22	49	40	249	58	32		
24	70	42	280	60	28		
26	79	44	215	62	20		
28	126	46	167	64	12		
30	163	48	172	66	6		
32	178	50	137	68	4	合 計	2,935

1号物件入札結果 入札枚数 枚

			入	札	金	額
1	番	札				
2	番	札				
3	番	札				

物件	番号	2								
物件	所在地	新潟県新	発田市小	、出字/	小田山	国有林(51は林小	班		
森林	事務所	中条森林	事務所							
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹	種	種類	材 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	搬出期間
4.35ha	約76年生	国有林	皆伐	ス	ギ	生立木	一般材	1,010	1,541.73	36ヶ月
				一般	材計			1,010	1,541.73	
										スギー 般 材
				ス	ギ	生立木	低質材	1,734	989.68	平均直径
				l	-	生立木	低質材	756	394.80	33cm
				低質	材計			2490	1,384.48	
					合言	 		3,500	2,926.21	
《本数及	び材積につ	いては標準地	也調査の約	吉果に係	数をか	いけて得ら	れた数字で	です。		

スギー般材立木径級別本数内訳

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
20	36	44	108				
28	36	50	72				
30	72	52	36				
32	108	54	72				
34	109	58	36				
36	108						
38	108						
40	36						
42	73					合 計	1,010

2号物件入札結果 入札枚数 枚

	入 札 者	入 札 金 額
1 番 札		
2 番 札		
3 番 札		

物件	番号	3											
物件	所在地				可賀町	古岐	字	古岐山国	有林	21	1は、212	2う2林小班	
森林	事務所	三川	森林	事務所									
面 積	林齢	林名区	弘分	伐採種	樹	種		種類	材	種	本数	材積	搬出期間
2. 98ha	次ページ	国有	林	皆伐	ス	くギ		生立木	一角	投材	<u>(本)</u> 2,139	(㎡) 1,534.52	36ヶ月
	に林小班					ラマツ	,	生立木		设材	11	16.45	
	ごとに記				ア:	カマツ	,	生立木	— A	设材	23	22.08	
	載					クリ		生立木	— A	设材	4	4.18	スギー 般 材
					<u> </u>	ズナラ	,	生立木	—A	设材	1	0.72	平均直径
					ホ	オノキ	•	生立木		设材	8	8.06	次ページに
					П	ナラ		生立木	一角	设材	25	8.66	林小班ごと
					<u></u> —#	股材計	t				2,211	1,594.67	に記載
						くギ		生立木		資材	1,012		
					ア	カマツ	'	生立木		村	45	30.09	
						L		生立木	低貨	質材	306		
					低貨	質材計	t				1,363	256.17	
						合	· 計	 			3,574	1,850.84	
			ىد	ěп.	++		_	& ∀ &π.	0.1	+	*	=0	
			+	一般	111	<u>v</u>	个	1全級	別	4	剱 内	八	
径級(ci	m) 本数	(本)	径	級(cm)	本数	数(本)	径級(c	m)	本	数(本)	径級(cm)	本数(本)
12		19		30		18	35	48			25	66	2
14		42		32		17	0'	50			24	72	1
16		85		34		14	ŀ5	52			15	80	1
18		108		36		12		54			11	86	1
	20 157 38				10		56			7			
22		149		40			35	58			6		
24		157		42			55	60			2		
26 28		206 171		44 46			58 25	62 64			1	合 計	0.100
28		1/1		40		2	20	04		<u> </u>	1		2,139
		3 長	子 牧	物件 入	、札	結	果	į į	人 木	1. 杉	女 数	枚	

	入 札 者	入 札 金 額
1 番 札		
2 番 札		
3 番 札		

物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林211は林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林名区分 材 種 面積 林齢 伐採種 種 種類 搬出期間 樹 (本) (m³) 0.76ha | 約70年生 国有林 皆伐 スギ 生立木 一般材 350.79 323 36ヶ月 一般材 カラマツ 生立木 11 16.45 一般材 4 4.18 クリ 生立木 ミズナラ 一般材 1 0.72 スギー 般 材 生立木 一般材 8 8.06 平均直径 ホオノキ 生立木 一般材計 347 380.20 36cm 林内の状況は 下記QRコードからご確認ください スギ 生立木 低質材 30.49 199 生立木【低質材 56 16.06 255 46.55 低質材計 合 計 602 426.75

パソコンからは下記のURLからアクセスしてください

https://r07263881.theta360.biz/t/9a2a5736-558c-11ed-963d-063b2b63adb9-1

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
1主教(い)	个奴(个)	1主称X(GIII)	本数(本)	1主 WX(UII)	本数(本)	1主 和X(UII)	本数(本)
12	3	30	16	48	7	72	1
14	6	32	22	50	15	80	1
16	8	34	28	52	10	86	1
18	9	36	23	54	7		
20	12	38	24	56	5		
22	11	40	16	58	5		
24	13	42	13	60	2		
26	15	44	20	62	1		
28	20	46	7	66	2	合 計	323

物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林212う2林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林名区分 材 種 面積 林齢 伐採種 種 種類 搬出期間 樹 (本) (m³) 2.22ha 約69年生 国有林 皆伐 スギ 生立木 一般材 1,183.73 1,816 36ヶ月 アカマツ 一般材 生立木 23 22.08 一般材 25 8.66 生立木 コナラ 一般材計 1,214.47 スギー 般 材 1,864 平均直径 29cm 林内の状況は 143.62 スギ 生立木【低質材 813 下記QRコードからご確認ください アカマツ 生立木【低質材 45 30.09 生立木【低質材 250 35.91 低質材計 209.62 1,108 合 計 2,972 1,424.09

パソコンからは下記のURLからアクセスしてください

https://r07263881.theta360.biz/t/46c7bce8-558f-11ed-a023-0ac78d0bad4f-1

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
12	16	30	169	48	18		
14	36	32	148	50	9		
16	77	34	117	52	5		
18	99	36	100	54	4		
20	145	38	78	56	2		
22	138	40	69	58	1		
24	144	42	42	64	1		
26	191	44	38				
28	151	46	18			合 計	1,816

物件	番号	4							
物件	所在地	新潟!	県東蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林21	3い、ろ、1	は林小班	
森林	事務所	三川	森林事務所						
面積	林齢	林名区	区分 伐採種	樹種	種 類	材 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	搬出期間
4.25ha	次ページ	国有	林 皆伐	スギ	生立木	一般材	1,589		36ヶ月
	に林小班			一般材計		,,,,,,	1,589	1,683.27	1
	ごとに記						,		1
	載			スギ	生立木	低質材	1,964	694.97	スギー 般 材
	446	ᄮ		アカマツ	生立木	低質材	12	9.72	平均直径
下記(杯内の スペードか	状況は らご確認		٦	生立木	低質材	506	125.87	次ページに
Г	31.0 43			低質材計			2,482	830.56	林小班ごと
Ļ			쁫						に記載
•		3-4]
Ċ			W.						
ľ			7,5						
Ė			1 29						
L	<u> </u>	199 (. r.3	合 計 セスしてくだる			4,071	2,513.83	
		ス	. ギ ー 般	材立木	径 級	別本	数内	訳	
径級(c	m) 本数	(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(c	m) 本	数(本)	径級(cm)	本数(本)
14		1	32	142	50		30		
16		10	34	142	52		14		
18		17	36	144	54		13		
20		36	38	129	56		9		
22		61	40	135	58		9		
24		63	42	107	60		2		
26		100	44	87	62		1		
28		110	46	49	64		3	A -1	
30		135	48	39	66		1	合 計	1,589
		4 =	号物件 7	人 札 結 男	Ę	入 札	枚 数	枚	
			入	札	者		入	. 札 🗈	金額
1	番札		入	札	者		入	. 札 🕏	金 額
1 2	番 札番 札		入	札	者		λ	. 札 s	金額

	- 番 号	4							
物件	所在地	新潟リ	県東蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林 :	213い林小	`班	
森林	事務所	三川浦	森林事務所						
面積	林齢	林名区	公 伐採種	樹種	種 類	材種	本数	材 積 (㎡)	搬出期間
0.78ha	約70年生	国有	林 皆伐	スギ	生立木	一般木			36ヶ月
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			一般材計		,,,,,	360		
									スギー 般 材
				スギ	生立木	低質标	129	85.43	平均直径
				L	生立木	低質ホ	22	2.35	37cm
				低質材計			151	87.78	
				合計	-		511	486.48	
		ス	ギ — 船	材立木	径 級	别才	数内	訳	
			1 /3×	10 <u>22</u> 71	1— 19X	733 A	- AA PI	ш,	
径級(c	m)本数	(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(c	m) /	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
18		2	36	35	54		2		
20		6	38	30	56		2		

径級(cm)	本致(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本致(本)	径級(cm)	本数(本)
18	2	36	35	54	2		
20	6	38	39	56	2		
22	5	40	34	58	1		
24	12	42	36	60	1		
26	14	44	24	64	1		
28	23	46	11				
30	28	48	9				
32	25	50	11				
34	36	52	3			合 計	360

物件	番号	4							
物件	所在地	新潟県東	蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林 2 ⁻	13ろ林小	班	
森林	事務所	三川森林	事務所						
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種 類	材 種	本 数	材積	搬出期間
							(本)	(m [*])	
1.85ha	約66年生	国有林	皆伐	スギ	生立木	一般材	633	563.14	36ヶ月
				一般材計			633	563.14	
				スギ	生立木	低質材	1,439	441.17	スギー 般 材
				アカマツ	生立木	低質材	8	5.83	平均直径
				L	生立木	低質材	284	57.47	32cm
				低質材計			1,731	504.47	
						·			
				合計			2,364	1,067.61	

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
14	1	32	59	50	6		
16	10	34	59	52	3		
18	12	36	57	54	2		
20	23	38	36	56	4		
22	37	40	36	58	4		
24	37	42	26	60	1		
26	53	44	14	62	1		
28	58	46	13	64	1		
30	68	48	12			合 計	633

物件	番号	4															
物件	所在地	新潟	県東	蒲原郡	可賀田	订古	岐字	古岐	山国	有	林 2	13は	林小	\班			
森林	事務所	三川	森林	事務所													
面積	林齢	林名図	区分	伐採種	植	i i	種	種	類	材	種	本	数	材	積	搬出期	間
			_ , ,	p = p = 1			.—	.—	•••		.—	((本)		(㎡)	3.3.7.	
1.62ha	約71年生	国有	林	皆伐		ス・	ギ	生3	立木	-	般材		596		721.43	365	月
						般村	才計						596		721.43		
						ス =	ギ	生3	立木	低	質材		396		168.37	スギー 般	と本
					ア	'力፣	マツ	生	立木	低	質材		4		3.89	平均直径	Ě
						L		生式	立木	低	質材		200		66.05	37cm	1
					低	質材	才計						600	:	238.31		
						合詞	†					1,	,196	ę	959.74		
		ス	ギ	— 般	材	立	木	径	級	別	本	数	内	訳			
径級(ci	m) 本数	(本)	径	級(cm)	本	数((本)	径	級(c	m)	本	数(2	k)	径級	ጀ(cm)	本数(本	Z)
18		3		36			52		54				9				
20		7		38			54		56				3				
22		19		40			65		58				4				
24		14		42			45		64				1				
26		33		44			49		66				1				
28		29		46			25										
30		39		48			18										
32		58		50			13										
34		47		52			8							合	計	5	596

物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 213ほ、ね、な1林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林名区分 伐採種 材 種 搬出期間 面積 林齢 樹 種 種類 (m³) (本) 4.99ha | 次ページ 国有林 皆伐 スギ 生立木 一般材 2,075 2,236.54 36ヶ月 に林小班 一般材計 2.075 2,236.54 ごとに記 載 スギー 般 材 スギ 生立木【低質材 1,459.00 平均直径 2,272 林内の状況は 生立木 低質材 370 81.88 次ページに L 下記QRコードからご確認ください 低質材計 2,642 1,540.88 林小班ごと に記載 合 計 4,717 3,777.42

パソコンからは下記のURLからアクセスしてください

https://r07263881.theta360.biz/t/a6b0f104-6bc0-11ee-8c3a-0a7fdda087bb-1

※213ほ、213ねの本数及び材積については標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。

スギー般材立木径級別本数内訳

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
14	1	30	178	46	106	62	2
16	2	32	160	48	67	66	1
18	16	34	205	50	26		
20	40	36	157	52	50		
22	34	38	213	54	29		
24	42	40	168	56	18		
26	77	42	158	58	5		
28	209	44	107	60	4	合 計	2,075

5号物件人礼箱果 人礼权数 权

	入 札 者	入札金額
1 番 札		
2 番 札		
3 番 札		

物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 213ほ林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林齢 林名区分▶伐採種 樹種 種類 材 種 搬出期間 面 積 (m³) (本) スギ 3.24ha 約71年生 国有林 皆伐 生立木 一般材 1,488 1,530.36 36ヶ月 1,530.36 一般材計 1,488 スギー 般 材 スギ 生立木 低質材 1,046.88 平均直径 1,320 生立木【低質材 156 29.76 L 36cm 低質材計 1,476 1,076.64 合 計 2.964 2.607.00

※本数及び材積については標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
18	12	34	156	50	12		
20	36	36	132	52	36		
22	24	38	168	54	24		
24	24	40	96	56	12		
26	48	42	120				
28	168	44	72				
30	132	46	60				
32	120	48	36			合 計	1,488

物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 213ね林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林齢 林名区分 伐採種 樹種 種 類 材 種 搬出期間 面 積 (m³) (本) 0.65ha 約63年生 国有林 皆伐 スギ 生立木 一般材 219.06 36ヶ月 183 219.06 一般材計 183 スギー 般 材 生立木【低質材 スギ 159.55 平均直径 446 生立木【低質材 26.71 113 38cm 低質材計 559 186.26 合計 742 405.32

※本数及び材積については標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
26	10	44	20				
28	22	46	22				
30	16	48	5				
32	10	50	5				
34	16	54	5				
38	10						
40	32						
42	10					合 計	183

物件	- 番 号	5							
物件	所在地	新潟県東	蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林 2	13な1林	小班	
森林	事務所	三川森林	事務所						
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種 類	材 種	本数	材積	搬出期間
1.10	AL 1- 1-		LL 15			*n ++	(本)	(m³)	
1.10ha	約67年生	国有林	皆伐	スギ	生立木	一般材	404	487.12	36ヶ月
				一般材計			404	487.12	
									スギー 般 材
				スギ	生立木	低質材	506	252.57	平均直径
				L	生立木	低質材	101	25.41	37cm
				低質材計			607	277.98	
	_			合 計			1,011	765.10	

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
14	1	30	30	46	24	66	1
16	2	32	30	48	26		
18	4	34	33	50	9		
20	4	36	25	52	14		
22	10	38	35	56	6		
24	18	40	40	58	5		
26	19	42	28	60	4		
28	19	44	15	62	2	合 計	404

物件	番号	6							
物件	所在地	新潟県東	蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林 2	13う1、う	2林小班	
森林	事務所	三川森林	事務所						
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種 類	材 種	本 数	材 積	搬出期間
							(本)	(m [*])	
10.37ha	次ページに	国有林	皆伐	スギ	生立木	一般材	3,024	3,594.23	36ヶ月
	林小班ごと			一般材計			3,024	3,594.23	
	に記載								
									スギー 般 材
				スギ	生立木	低質材	8,041	4,926.51	平均直径
				L	生立木	低質材	615	85.99	次ページに
				低質材計			8,656	5,012.50	林小班ごと
									に記載
				合 計			11,680	8,606.73	

【及ひ材積については標準地調査の結果に係致をかけて待られた数字です。

スギー般材立木径級別本数内訳

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
14	33	30	294	46	120		
16	27	32	253	50	87		
18	33	34	300	52	114		
20	27	36	54	54	27		
22	87	38	307	56	27		
24	180	40	253				
26	207	42	113				
28	234	44	247			合 計	3,024

				入	†	ŧL	者		入	札	金	額
1	番	札										
2	番	札										
3	番	札										

物件	- 番号	6							
物件	所在地	新潟県東	蒲原郡阿	可賀町古岐字	古岐山国	有林 2	13う1林	小班	
森林	事務所	三川森林	事務所						
面積	林齢	林名区分	伐採種	樹種	種 類	材 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	搬出期間
7.11 ha	約66年生	国有林	皆伐	スギ	生立木	一般材	2,027		36ヶ月
				一般材計			2,027	2,292.52	
									スギー 般 材
				スギ	生立木	低質材	5,858	3,302.99	平均直径
				L	生立木	低質材	434	56.64	29cm
				低質材計			6,292	3,359.63	
				合計			8,319	5,652.15	

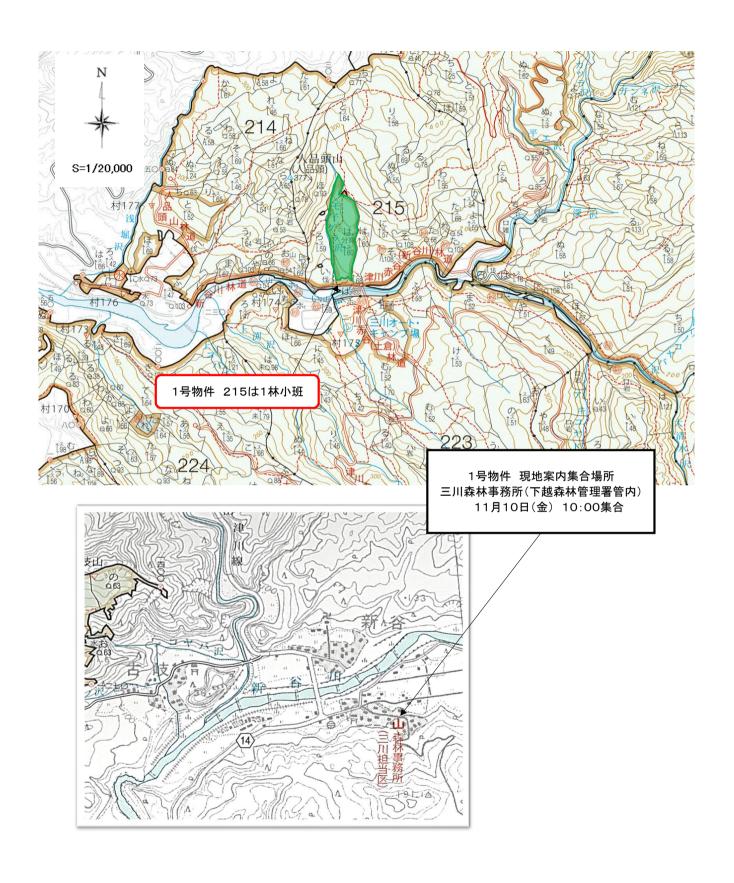
※本数及び材積については標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。

径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
14	33	30	212	46	92		
16	13	32	157	50	59		
18	33	34	230	52	72		
20	13	36	26	54	13		
22	59	38	183	56	13		
24	138	40	157				
26	151	42	72				
28	164	44	137			合 計	2,027

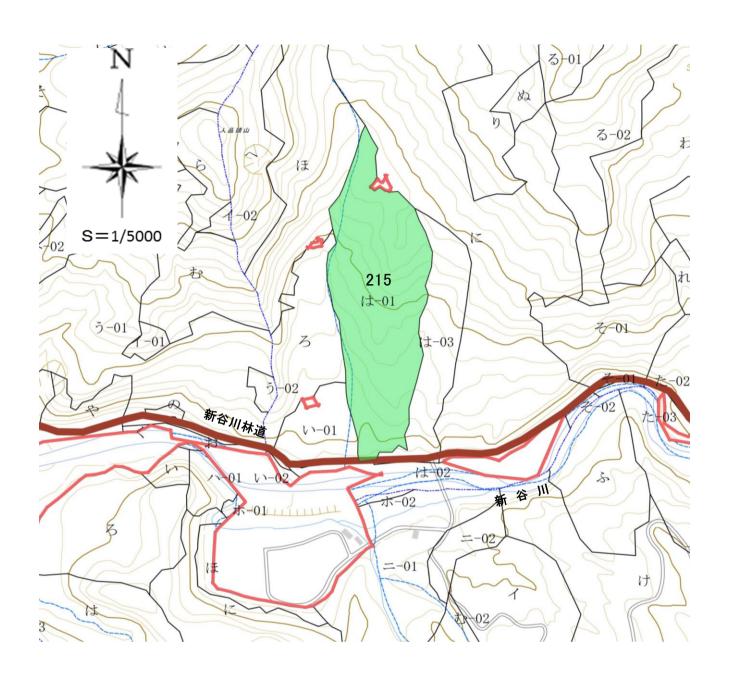
物件番号 物件所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 213う2林小班 森林事務所 三川森林事務所 本 数 材 積 林齢 林名区分 伐採種 樹種 種 類 材 種 面 積 搬出期間 (本) (m³) 3.26 ha 約69年生 国有林 皆伐 スギ 生立木 一般材 1,301.71 997 36ヶ月 1,301.71 一般材計 997 スギー 般 材 スギ 生立木 低質材 2,183 1,623.52 平均直径 生立木 低質材 29.35 181 33cm 低質材計 2,364 1,652.87 合計 3.361 2.954.58

※本数及び材積については標準地調査の結果に係数をかけて得られた数字です。

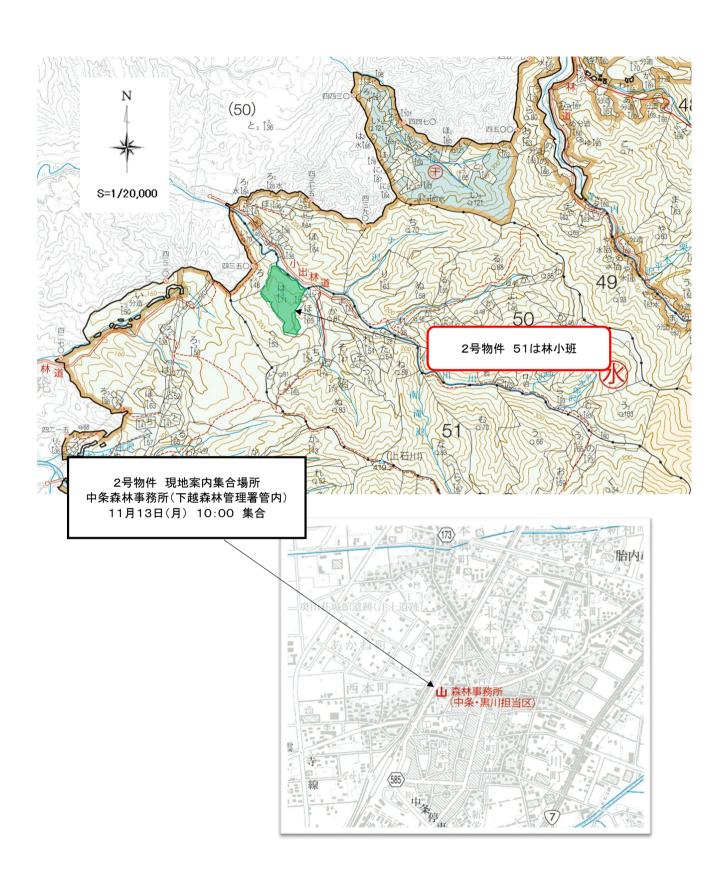
径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)	径級(cm)	本数(本)
16	14	34	70	52	42		
20	14	36	28	54	14		
22	28	38	124	56	14		
24	42	40	96				
26	56	42	41				
28	70	44	110				
30	82	46	28				
32	96	50	28			合 計	997



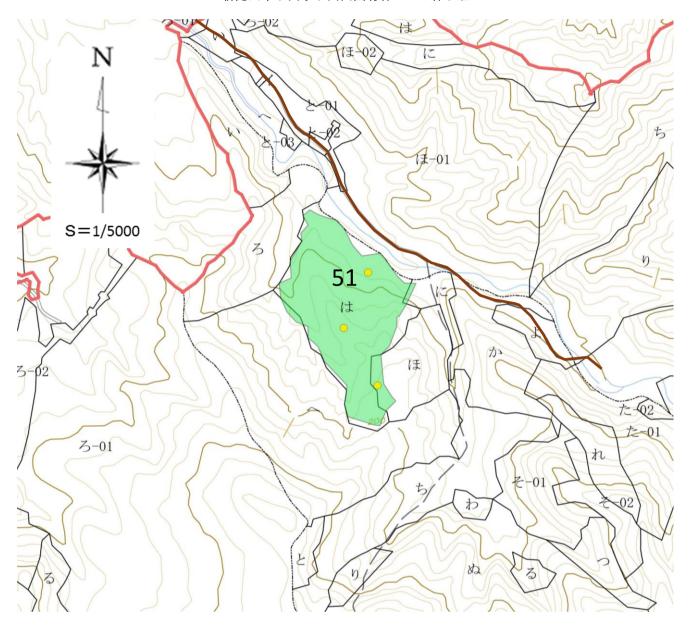
1号物件区域図 阿賀町岡沢字廣場岳国有林 215は1林小班



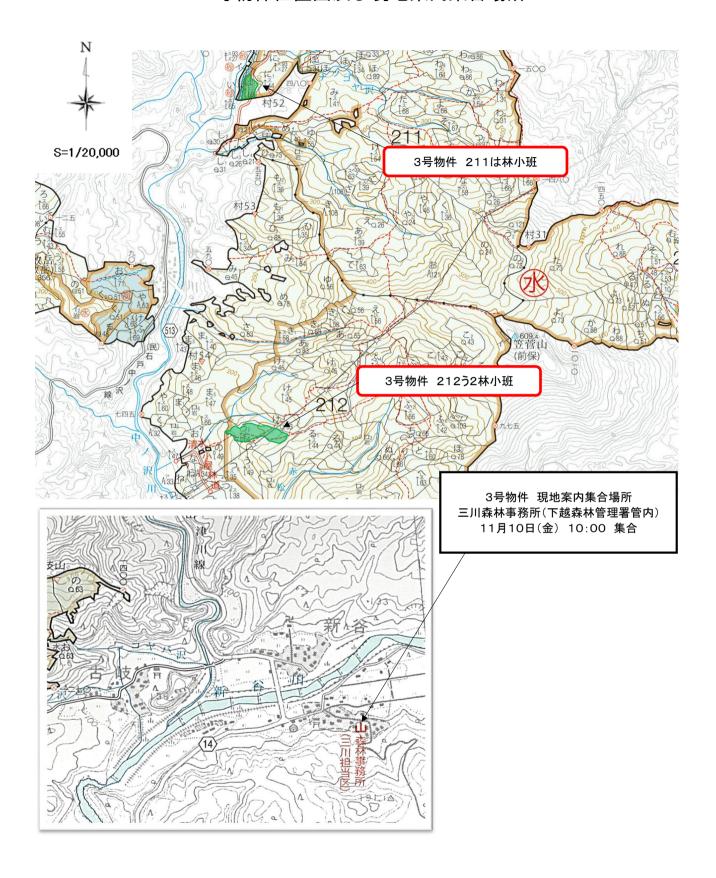
凡	伐採箇所	林 道	沢	民有地
例			1	



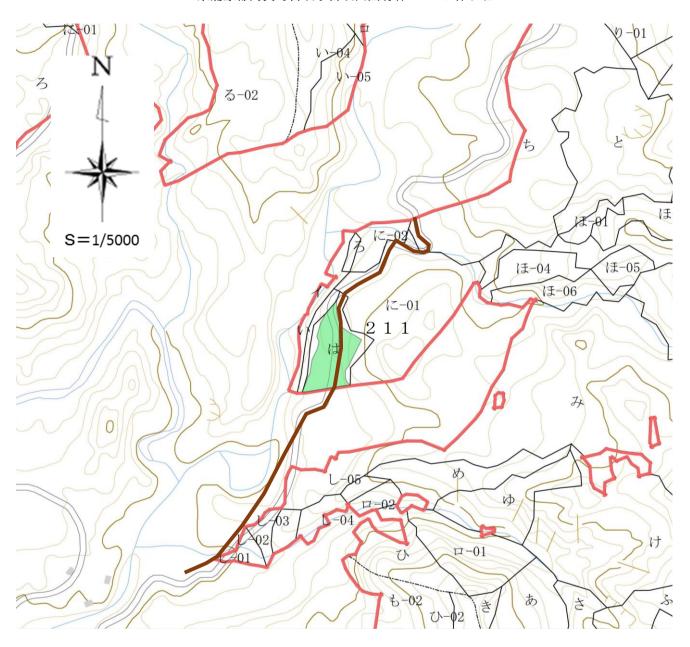
2号物件区域図 新発田市小出字小出山国有林 51は林小班



凡	伐採箇所	林 道	沢	民有地	標準地
例			>		0

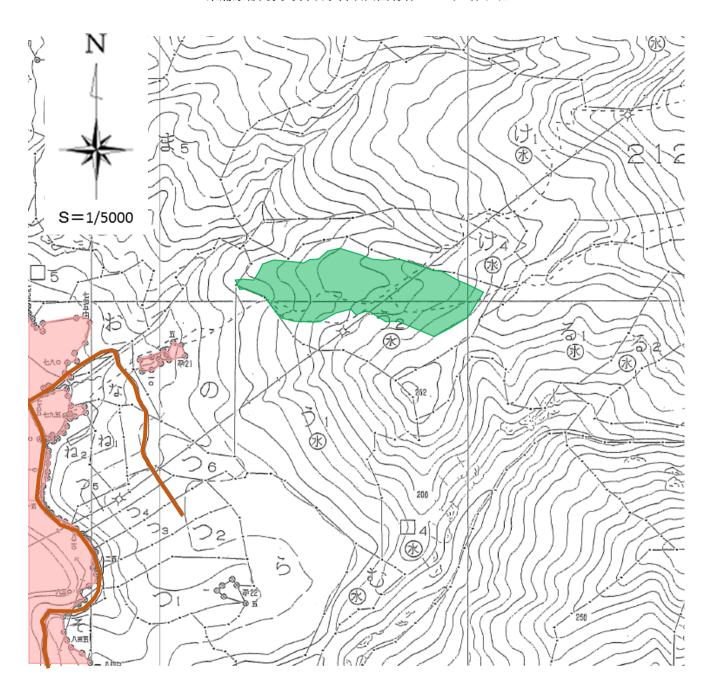


3号物件区域図 東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 211は林小班

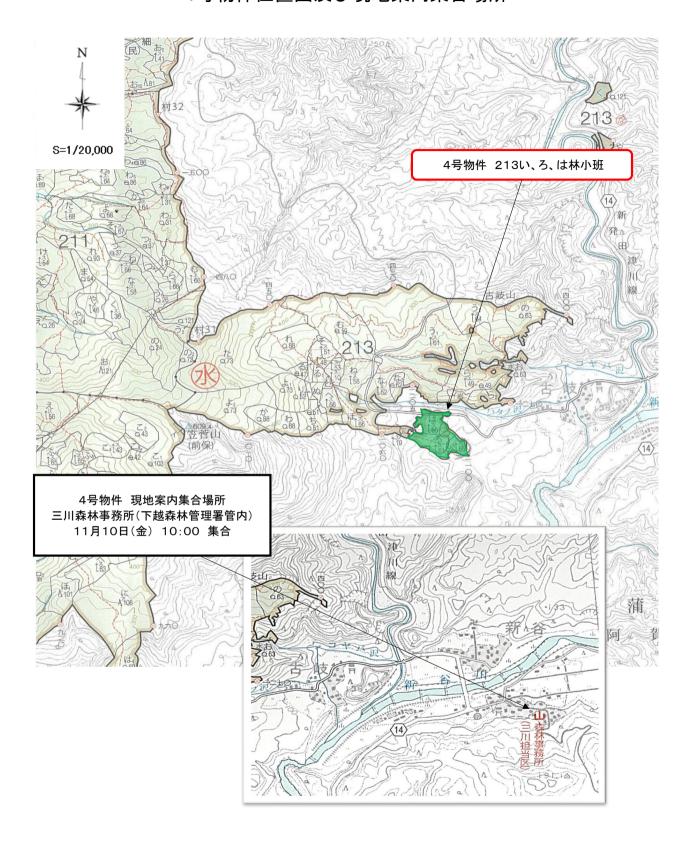


凡	伐採箇所	林 道	沢	民有地
例			2	

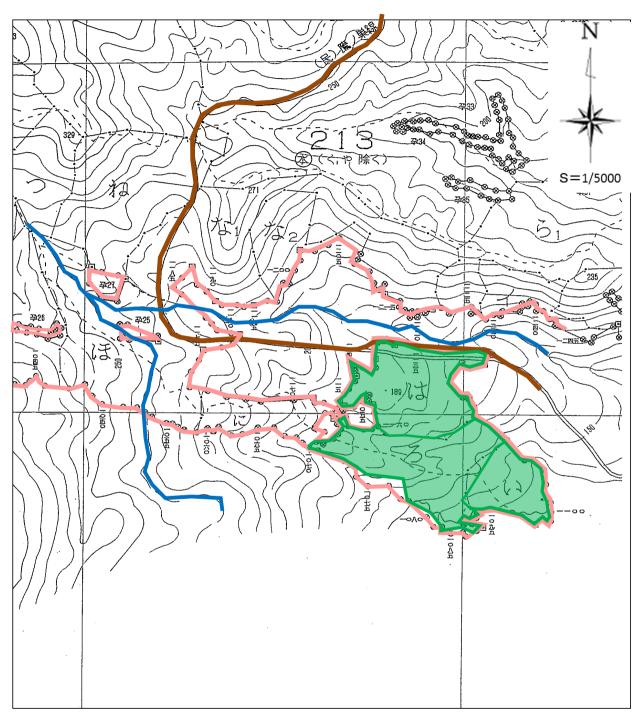
3号物件区域図 東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林 21252林小班



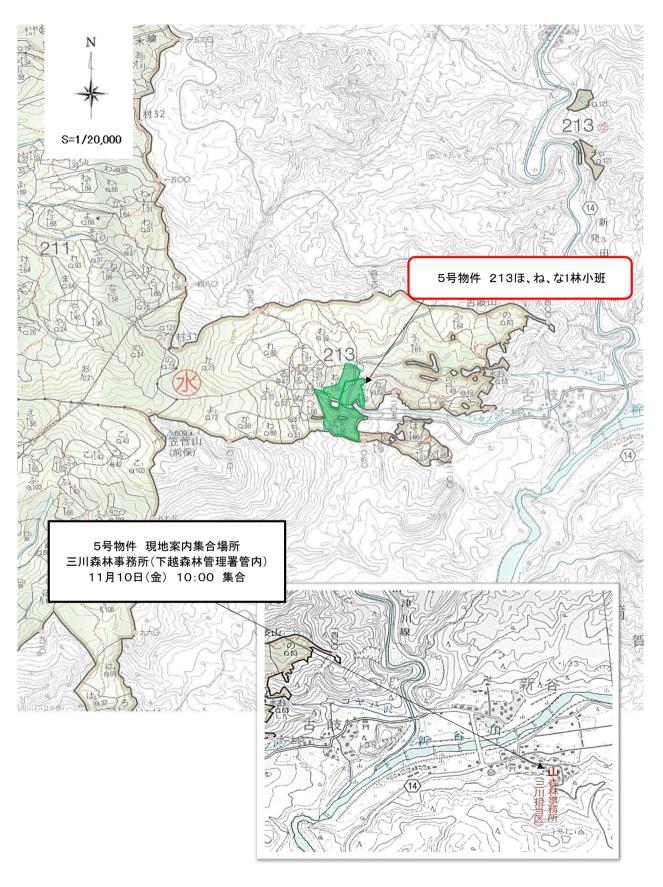
凡	伐採箇所	林 道	民有地
例			



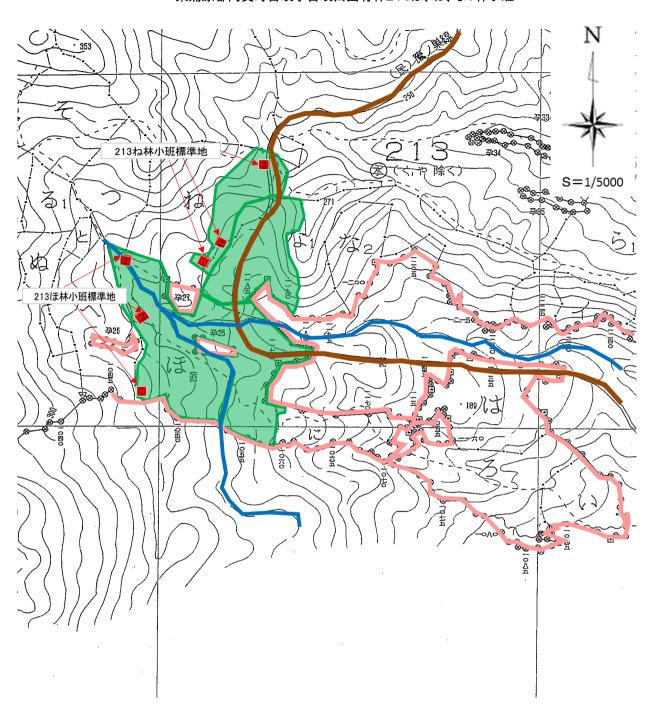
4号物件区域図 東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林213い、ろ、は林小班



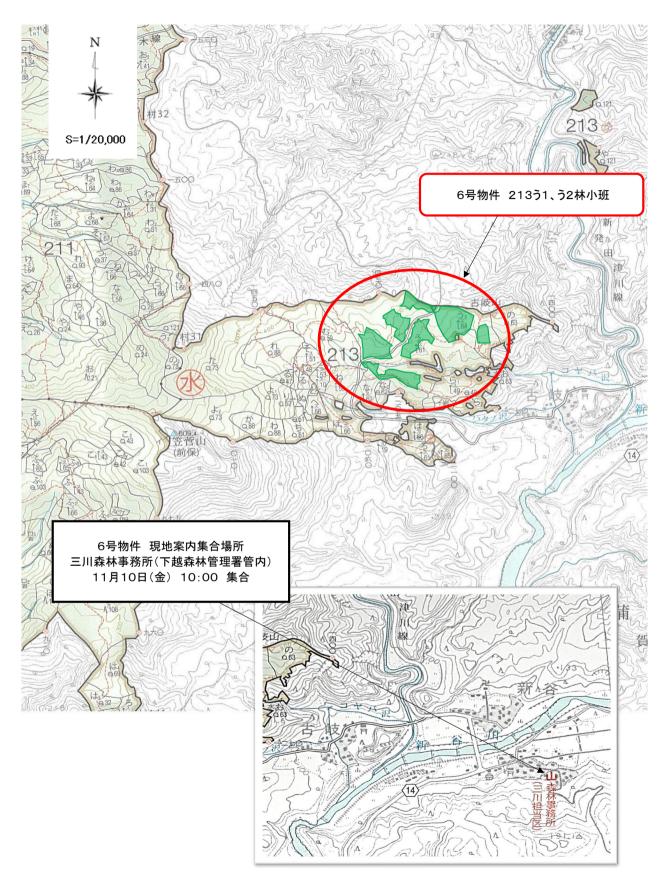
凡	伐採箇所	林道	沢	民有地
例			~	



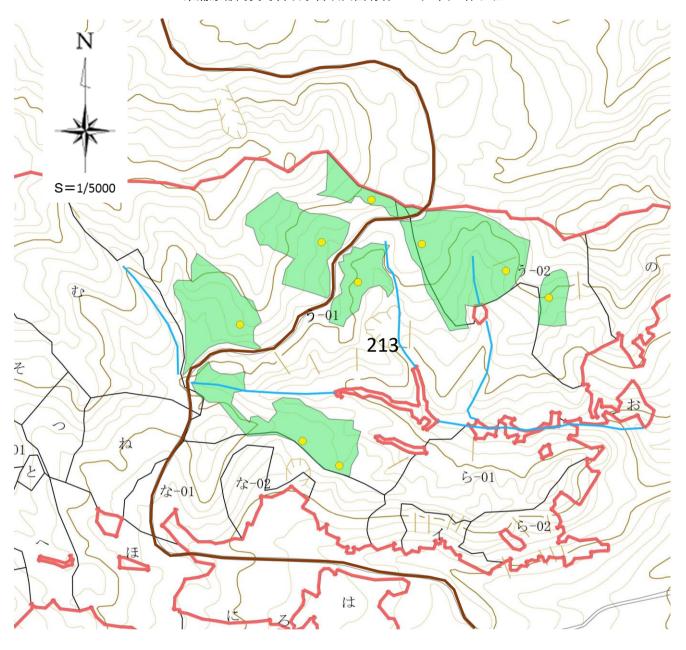
5号物件区域図 東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林213ほ、ね、な1林小班



凡	伐採箇所	林	道	沢	民有地	標準地
例				>		



6号物件区域図 東蒲原郡阿賀町古岐字古岐山国有林21351、52林小班



例					^/	0
П	伐採箇所	林	道	民有地	沢	標準地

売買代金明細書

買受者 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
○○森林管理署

売買契約年月日 売買契約番号 年 月 日

売買物件の所在場所(分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町 村名 字名 地番等)

売買代金の合計額	税込金額	うち消費税額(10%)		
元 東下立 日 日 (日) 				
うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額(10%)		
対象金額				
<内訳>				
インボイス対象	税込金額	うち消費税額(10%)		
①官収分		_		
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		_		
小計				
インボイス対象外	税込金額	うち消費税額(10%)		
③民収分		_		
小計				

○適格請求書(インボイス)の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等に よることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者 (課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に 対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

- ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに 記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費 税相当額(税率10%で計算した額)とは一致しない場合があります。
- ※2 当該割合は、現時点(公告時点)で把握している数値であり、変動 する場合があります。
 - ○号物件(分収造林) ○.○○%
 - △号物件(分収育林) ○.○○%
 - □号物件(分収無し)10.00%
- ※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控 除率は計算されていません。